

## 寒河江市建設工事請負代金中間前金払制度取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、寒河江市契約に関する規則（平成9年3月28日規則第12号、以下「契約に関する規則」という。）第8条第2項に定める前金払（以下「中間前金払」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象工事

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）のうち請負代金額が1件1,000万円以上のものであり、原則として年度内完成工事に係るものとするが、翌年度にわたって債務を負担することとした工事についても対象とする。
- (2) 契約に関する規則第9条第1項の規定による部分払を選択した工事にあつては、中間前金払の対象としない。

### 3 対象となる経費の範囲及び支出要件

上記2の対象工事について、次に掲げる要件のすべてを満たす工事に係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り中間前金払をすることができる。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の工期の2分の1以上の額に相当するものであること。

(注) 当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とは、建設工事請負契約約款第38条に規定する経費を指す。

### 4 債務負担行為等に係る特例（2以上の会計年度にわたる継続事業に関する支払方法等）

- (1) 債務負担行為等に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度末の出来高に対して部分払をすることができる。

## 5 中間前金払の認定

- (1) 工事担当課は、請負者から中間前金払認定請求書(様式第1号)の提出により中間前金払に係る認定の請求があったときは、上記3に掲げる要件を確認するものとする。

なお、同3のウにおける作業に要する経費の実績については、同イにおける工程表による作業の実績が確認できれば、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。この場合の留意点は以下のとおりである。

ア 進捗が金額面でも2分の1以上であることを確認するために必要な資料は、工事履行報告書(様式第2号)及び工事出来高報告書等、経費が2分の1以上が分かる任意の資料を提出させるものとする。

イ 工事現場に搬入された検査済の工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。

ウ 設計図書の変更指示により、新規工種等の追加指示が行われているときは、新規工種等の追加に係る契約書の変更がされていなくても、当該新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

(注)本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

- (2) 工事担当課は、当該認定の請求があったときは、請負者が提出する資料について内容に不備がある場合等を除き、中間前金払が妥当であると認めるときは、中間前金払認定調書(様式第3号)により、請求者当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定結果を通知するものとする。

## 6 中間前払金の支払

- (1) 工事担当課は、請負者から中間前払金の支払請求があったときは、当該中間前払金保証証書原本を提出させることとし、所管課が保管することとする。

- (2) 建設工事請負契約約款第36条第2項の規定に基づき、中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払をすることとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書	
年 月 日	
<p>寒河江市長 殿</p> <p>請負者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名</p> <p>下記の工事について、中間前金払に関する認定を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	¥
中 間 前 払 金 額	¥
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日

工事履行報告書			
工 事 名			
工 期	年	月	日から
	年	月	日まで
請 負 者			
日 付	年	月	日
月 別	予定工程 % ( )は工程変更後	実施工程 %	備 考
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
(記 事 欄)			

監督職員

現 場	主任(監理)
代 理 人	技 術 者

- 備考 1 報告は、月報を標準とする。
- 2 予定工程は、完成までの予定出来高比率の累計を記入すること。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高比率の累計を記入すること。
- 4 工事出来高報告書等、経費1/2以上が分かる任意資料を添付すること。